

原議永年保存		
共	00:00:10:31	5年

県本部各部署長 殿  
県下各警察署長

宮本厚第266号  
令和4年3月25日  
宮城県警察本部長

宮城県警察健康管理センター運営要綱の改正について（通達）

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）に基づき警務部厚生課に附置された宮城県警察健康管理センター（以下「健康管理センター」という。）については、「宮城県警察健康管理センター運営要綱の改正について（通達）」（平成31年3月15日付け宮本厚第226号）により運営しているところであるが、この度、宮城県警察健康管理センター運営要綱を別添のとおり改正したので通達する。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

健康管理センターに置く支援係を健康係に統合することに伴い、健康係の所掌事務について整理した。

2 施行年月日

令和4年4月1日

## 別添

### 宮城県警察健康管理センター運営要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第6項の規定に基づき、警務部厚生課に置かれた宮城県警察健康管理センター（以下「健康管理センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 任務

健康管理センターの任務は、宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号。以下「健康管理訓令」という。）に規定する業務処理及び総括に関することとする。

#### 3 職務及び所掌事務

##### (1) 所長の職務

ア 宮城県警察健康管理センター所長（以下「所長」という。）は、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）の命を受け、健康管理センターの事務を掌理し、厚生課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。

イ 所長は、健康管理訓令に規定する健康管理責任者（厚生課長）を補佐し、職員の健康の保持増進に努めなければならない。

ウ 所長は、職員の健康の保持増進を図るため、所属長等に対する積極的な助言及び指導に努めなければならない。

##### (2) 健康係の所掌事務

健康管理センターに置く健康係の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

ア 健康管理体制に関すること。

イ 職員の健康診断の実施及び事後措置に関すること。

ウ 職員の心の健康づくりに関すること。

エ 健康管理指導区分に関すること。

オ 病気休業者等の事後管理に関すること。

カ 職員の感染症対策等衛生に関すること。

キ 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

ク その他生活習慣病予防等職員の健康の保持増進に関すること。

#### 4 その他

(1) 健康管理センターに勤務する職員は、職務上知り得た職員の健康管理に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(2) この要綱に定めるもののほか、健康管理センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。